

## 別表八(一)

### 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合があります。)又は令和 2 年旧法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合があります。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表八(一)付表一の「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次にこの明細書において負債利子等の額の計算をします。①令和 2 年 6 月改正前の令(以下この明細書において「令和 2 年旧令」といいます。)第 22 条第 1 項(当年度実績による負債利子等の額の計算)による場合には下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び上段左の「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令和 2 年旧令第 22 条第 4 項(基準年度実績による負債利子等の額の計算)による場合には上段右の「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

(注)1 「負債利子等の額の計算」及び「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄は、令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。)にあっては、記載を要しません。

2 上記②による場合には、下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

3 令和 2 年旧令第 22 条第 4 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、適用を受ける法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額 2」	次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。) (別表八(一)付表一「 <del>16 の計</del> 」又は「20 の計」) (2) 令和 4 年 4 月 1 日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。) (別表八(一)付表一「16 の計」又は「 <del>20 の計</del> 」)	
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利子等の額 16」	当期に支払う負債利子のほか、令和 2 年旧令第 21 条(負債の利子に準ずるもの)に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「当年度実績による場合」の各欄	「受取配当等の益金不算入額(1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)13」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第67条の7(保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)の規定の適用を受ける場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×( <del>20%</del> <del>又は</del> 40%) (2) (1)以外の場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20% <del>又は</del> 40%)	
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額20」		平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。
	「同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額21」	「20」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき令和2年旧法第23条及び令和2年旧令第22条第1項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
「当年度実績による場合」の各欄	「受取配当等の益金不算入額(14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)26」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第67条の7の規定の適用を受ける場合 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×( <del>20%</del> <del>又は</del> 40%) (2) (1)以外の場合 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×(20% <del>又は</del> 40%)	
「総資産価額等の計算」の各欄	「総資産の帳簿価額27」	確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。)を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等28」	次の(1)から(3)までに掲げる金額(法人が連結法人である場合にあっては(1)から(4)までに掲げる金額)の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	<p>(4) 法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に支払う負債の利子の元本である負債の額に相当する金額</p> <p>各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。</p> <p>なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、その事業年度終了の日の6月前の日の翌日（当該他の内国法人がその翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（期末完全子法人株式等を除きます。）をいいます。</p> <p>(注) 期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当期首（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期末まで継続して完全支配関係があった場合（その内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式等をいいます。</p>	<p>「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。</p>

#### 4 根拠条文

法 23、平成 19 年改正前の法 23、令和 2 年旧法 23、平成 19 年改正法附則 34、規則 8 の 4、措置法 67 の 6、67 の 7、令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法 67 の 6、措置法令 39 の 29